

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）



福島県報

目次

告示

- 家畜等の移動等を禁止する件
- 家畜集合施設の開催、と畜場及び化製場の事業並びに家畜の放牧を制限する件
- 家畜防疫員の検査等を受けることを命ずる件
- 家畜の所有者に対し消毒方法及びねずみ、昆虫等の駆除方法を実施することを命ずる件

告示

福島県告示第六百十四号

豚熱のまん延を防止するため、福島県家畜伝染病まん延防止規則（昭和四十三年福島県規則第四十七号）第三条の規定により、移動等（移動、移出及び移入をいう。以下同じ。）を禁止する家畜等（家畜若しくはその死体又は当該家畜にかかる家畜伝染病の病原体をひろげるおそれのある物品をいう。以下同じ。）の種類及び県内の区域を次のとおり指定する。

令和二年九月十日

福島県知事 内堀雅雄

- 移動等を禁止する家畜等の種類
豚及びいのしし
- 移動等を禁止する県内の区域
1 移動を禁止する区域
次の図のとおりとする。
（「次の図」は、省略し、その図面を福島県農林水産部畜産課に備え置いて縦覧に供する。）

（畜産課）

福島県告示第六百十五号

豚熱のまん延を防止するため、福島県家畜伝染病まん延防止規則（昭和四十三年福島県規則第四十七号）第四条、第五条及び第六条の規定により、家畜集合施設の開催、と畜場及び化製場の事業並びに放牧を制限する家畜の種類及び県内の区域を次のとおり指定する。

令和二年九月十日

福島県知事 内堀雅雄

- 指定する家畜の種類
豚及びいのしし
- 指定する県内の区域
次の図のとおりとする。
（「次の図」は、省略し、その図面を福島県農林水産部畜産課に備え置いて縦覧に供する。）

（畜産課）

福島県告示第六百十六号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六条第一項の規定により、家畜の所有者は家畜について家畜防疫員の注射を受けることを次のとおり命ずる。

令和二年九月十日

福島県知事 内堀雅雄

- 実施の目的
豚熱の発生予防
- 実施する区域
県内全域
- 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
家畜防疫員が必要と認めた豚及びいのしし
- 実施の期日
令和二年九月十三日から令和三年三月三十一日までの間において所轄家畜保健衛生所長の指示する日
- 実施の方法
皮下又は筋肉内注射法

（畜産課）

福島県告示第六百十七号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第三十条の規定により、家畜の所有者に対し、消毒方法等を実施することを次のとおり命ずる。

令和二年九月十日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 実施の目的
豚熱の発生の予防
- 二 実施する区域
県内全域
- 三 実施の期日
令和二年九月十一日から令和二年十月十日まで
- 四 実施の方法
次に掲げる方法。ただし、同等の効果が認められる方法への代替も可とする。
 - 1 消毒方法
消石灰の農場内（施設周囲及び農場敷地内）散布
ねずみ、昆虫等の駆除方法
 - 2 農場内での殺鼠剤及び殺虫剤の散布等

（畜産課）